



一般
社団
法人

医療介護経営研究会(C-SR)

C-SR顧問レポート 2017年 6月号 (第55号)

【C-SR広島県会員】

社会保険労務士法人オーク(担当:佐藤)

〒737-0143 呉市広白石2-6-37

TEL(0823)74-9606 FAX(0823)74-9609

《介護事業所で活用できる》 助成金のご紹介

【今月の担当】

代表理事
三浦 修 氏



Q

有期契約労働者や非常勤職員の待遇改善を考えています。そのような際に活用できる助成金はありませんか？
有期労働者や非常勤職員を募集してもなかなか集まりません。処遇改善を図って、何とか求人を増やしたいと思っています。

A

国のキャリアアップ助成金のうち、「健康診断制度コース」と、新たに始まった「諸手当制度共通化コース」の2つの助成金が、待遇改善に役立ちます。

自事業所に合ったコース選択が大事

キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに就業規則等に規定し、延べ4人以上に実施した場合に受給できます。労働安全衛生規則(第43条・第44条)では、常時使用する労働者に対して健康診断が義務づけられています。それを「法定健康診断制度」といい、その対象者以外に行う健康診断のことを「法定外の健康診断制度」と呼びます。

常時使用する労働者とは、「期間の定めのない労働契約により使用されている者」や「期間の定めのある労働契約により使用される者で契約期間が1年以上である者」ならびに「契約更新により1年以上使用されることが予定されている者」、「および1年以上引き続き使用されている者」で、かつ「1週間の労働時間数が、その事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間数の3分の4以上の者」のことです。

助成金額は、1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)です。なお、<>は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額です。

この場合の健康診断の定義は、次のとおりです。

- ① 雇入時健康診断:雇入れの際
- ② 定期健康診断:1年以内ごとに1回
- ③ 人間ドック(下記Aに加えて、B~Hのいずれかの項目について行う健康診断を指します。)

A:基本健康診断 B:胃がん検診 C:子宮がん検診

D:肺がん検診 E:乳がん検診 F:大腸がん検診

G:歯周疾患検診 H:骨粗しょう症検診

資料 受給までの流れ

1

就業規則に新たに「法定外の健康診断制度」を規定し、労働基準監督署に就業規則を届け出る

2

有期契約労働者等が受診する健康診断を選び、延べ4人以上に実施※「雇入時健康診断制度」または「定期健康診断制度」を規定した場合は費用の全額を、「人間ドック制度」を規定した場合は半額以上を、会社が負担する必要があります

3

支給申請準備.....受診後、2カ月以内

4

支給申請

C-SR顧問レポート 2017年 6月号 (第55号)

社員のモチベーションアップに活用

キャリアアップ助成金 (諸手当制度共通化コース)

雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を新たに就業規則等に規定し、適用した場合、受給できます。

助成金額は、1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)です。なお、<>は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額です。

資料 対象となる諸手当一覧
(名称が一致していない場合でも、手当の趣旨・目的が合っていれば問題ありません)

①賞与(=ボーナス)
労働者の勤務成績に応じて、定期または臨時に支給される手当(6カ月分相当として5万円以上支給が条件)。
②役職手当
管理職等、職制上の責任のある労働者に対して、役割や責任の重さ等に応じて支給される手当。
③特殊作業手当・特殊勤務手当
著しく危険・不健康・困難な勤務等、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。
④精皆勤手当
労働者の出勤推奨を目的として、事業主が決めた出勤成績を満たしている場合に支給される手当。
⑤食事手当
勤務時間内における食費支出を補助することを目的として支給される手当。
⑥単身赴任手当
勤務する事業所の異動・住居の移転等を行うこととなった労働者に対して、事業所との間の距離等に応じて支給される手当。
⑦地域手当
複数の地域に事業所がある場合、勤務地の物価等の地域差に応じて支給される手当。

⑧家族手当

扶養親族のある労働者に対して、扶養親族の続柄や人数等に応じて支給される手当。

⑨住宅手当

自ら居住するための住宅等に、支払っている家賃等に応じて支給される手当。

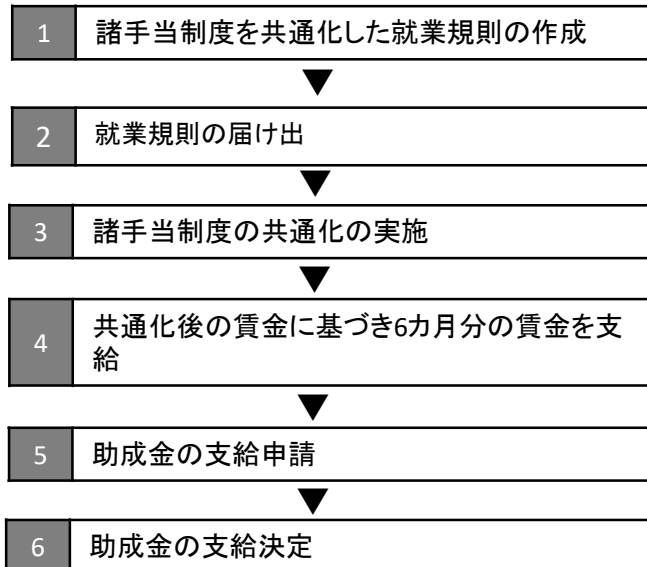
⑩時間外労働手当

法定労働時間を超えた分を割増賃金として支給される手当(割増率を法定割合の下限に5%以上加算して支給が条件)。

⑪深夜・休日労働手当

休日や深夜(午後10時～午前5時まで)の労働時間に対する割増賃金として支給される手当(割増率を法定割合の下限に5%以上加算して支給が条件)。

資料 受給までの流れ



助成金とは・・・

国や地方自治体、財団等からの中小企業などに対して支援している

“返済不要の資金”です!

分からない時は、ぜひ専門家に相談を・・・
※専門家は「社会保険労務士」です。